

有田市中央地区連合自治会会則

(名称)

第1条 この会は中央地区連合自治会と称し、事務所を中央地区公民館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、中央地区各自治会の緊密な連携強調を保ちつつ住民自治の振興を図り、明るく住み良い地域社会の建設に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、中央地区の自治会長をもって組織する。

(役員)

第4条 この会に役員を置く。

1、

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 会計 1名

2、 役員は自治会長の互選とする。

(役員の職務)

第5条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、この会の会務を分掌する。
- (4) 会計は、この会の会計を所掌する。

(監事)

第6条 この会に、監事2名を置く。

1、監事は、自治会長の中から会長が会議の同意を得て選任する。

2、監事は、この会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員及び監事の任期は一年とする。ただし、自治会長を辞したときは、役員及び監事の職を同時に辞したものとする。

1、補欠によって就任した役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が役員の同意を得て、これを招集する。ただし、緊急を要する場合には、同意を省略することができるものとする。

1、会議の議長は、会長がこれにあたる。

2、会議は招集人員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意を得て、これを決する。

(会議付議事項)

第9条 会議には、次の事項を付議する。

- (1) 会則の改定
- (2) 事業計画
- (3) 予算
- (4) 会務報告
- (5) 決算報告
- (6) その他必要とする事項

(経費)

第10条 この会の経費は、分担金、補助金、交付金、委託金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

1、この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、会計の執行は、新年度役員構成の成立から始まるものとする。

(事業)

第11条 この会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 自治会それぞれ共通の事業であって、この会が行うことが適當と認められるもの
- (2) いずれの自治会に属しない事業
- (3) その他、この会が行うことが適當と認められるもの

(雑則)

第12条 この則に定めるもののほか必要な細則は、会議に諮り別に定めることができる。

付 則

この会則は、平成20年4月1日より執行し平成20年度中央地区新自治会長選出のときより適用する。